

インフルエンザの報告数が国の示す警報基準を超えています。
(定点当たり 10 を下回るまで警報を継続します。)

1 流行状況

平成 27 年第 7 週の感染症発生動向調査では、インフルエンザの定点当たり報告数が全県で 21.57 となり、国の示す警報基準（定点あたり 30）を下回ったものの、警報終息の基準（定点あたり 10）を超えています。

○感染症発生動向調査（サーベイランス）定点当たり報告数
平成 27 年第 7 週（2 月 9 日～2 月 15 日）

新潟県	新潟市	新発田	新津※	三条	長岡	魚沼	南魚沼	十日町	柏崎	糸魚川	村上	佐渡	上越
21.57	26.88	30.63	7.67	24.30	16.38	15.67	15.33	24.67	11.40	17.00	20.33	34.00	16.10

※ 新津は、新潟地域振興局管内（五泉市、東蒲原郡）

○昨シーズン初めて、全県で警報基準を超えた週
平成 26 年第 8 週（2 月 17 日～2 月 23 日）

参考	流行開始の目安	定点当たり報告数	1
	注意報の基準	定点当たり報告数	10
	警報の基準	定点当たり報告数	30
	警報終息の基準	定点当たり報告数	10

2 県民の皆様へのお願い

- 外出が必要な場合には、人混みを避け、外出後は手洗いを徹底してください。マスクを着用することは一つの防御策と考えられます。
- 発熱、咳などのインフルエンザ症状のある方は、咳エチケットを守り、マスクを着用して行動してください。
- 基礎疾患（慢性肺疾患、免疫不全状態、慢性心疾患、糖尿病、腎臓病等）のある方や妊婦は重症化する例もありますので、予防には特に注意してください。
- バランスのとれた食事と十分な睡眠で基礎体力をつけてください。
- 室内では、適度な湿度（50～60%）を保ってください
- り患したと思われる場合は、早めに医療機関を受診してください。